

小作争議調査表

No. 51

(昭和八年六月分)

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	要 求 事 項
朝倉郡 杷木村 宇佐井 林田	地主 本須月一 小作人 小池卯之吉	+	小作人の地主に對し、昭和八年五月小作田一及八畝半中六畝二四歩を以て耕作料として支拂ふべきと申し付られたるが、其の支拂を所望せしむるに因り、	耕作料の減額を要求す
發生 昭和八年一月二九日 熄 昭和八年六月二五日	關係地 田一及八畝 (一及一畝六歩増)	小作人 關係團體 日農九州合盟會杷木村支部	昭和八年五月小作田一及八畝半中六畝二四歩を以て耕作料として支拂ふべきと申し付られたるが、其の支拂を所望せしむるに因り、	小作人の農九盟杷木村支部の応援を求め再三交渉中の屬六月二十五日小作人は直接交渉の上の條件を修示注解決せしむるに因り、
結果				地主は當該土地に對し、昭和七年年度小作米の納入を全免し、三斗四斗儀を債外に合算定地の使用料として六畝二四歩の高作料として金四十五圓を小作人へ給與す。二、残余一畝六歩の用地は引継ぎ従來の條小作せしむること。三、右小作料の量には目下繫争中の杷木村(同)に於ける争議解決の一般の事例に依り決定す。

(月報第八八号)

財團 協同會 福岡出張所

備 考